

別表第1(第4条関係)

補助事業名	木造耐震改修設計補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助対象経費	既存木造住宅(注1)の所有者等が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の審査又は同等の審査を受ける経費を含む)	既存木造住宅(注1)の所有者等が、登録工務店に依頼して行う当該住宅の耐震改修に要する経費(高知県住宅・建築物耐震改修支援機関の検査又は同等の検査を受ける経費を含む)
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	①耐震診断士が設計するもの	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②大月町木造住宅耐震診断調査事業実施要綱に基づき、耐震診断をおこなった結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。)が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果、評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの	
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの。	③次のいずれかに該当するもの。 a. 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの。 b. 特殊型 a. と同等以上の耐震性があると町長が認めたもの。
④原則として、引き続き当該事業により作成される耐震改修計画に基づき耐震改修工事を行うものであること。	対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	
補助限度額	350,000円/戸	1,000,000円/戸
	補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

(注1)店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗部分の床面積が、延床面積の2分の1未満であること。